

第101回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

第101期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

①事業報告

新株予約権等の状況
会計監査人の状況
業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況の概要

②連結計算書類

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

③計算書類

株主資本等変動計算書
個別注記表

株式会社 **アーレスティ**

本内容は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ホームページ
(<https://www.ahresty.co.jp>) に掲載しているものです。

新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(2022年3月31日現在)

発行決議日	2006年11月15日	2007年7月26日	2008年7月25日				
新株予約権の数	35個	51個	109個				
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 3,500株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 5,100株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 10,900株 (新株予約権1個につき100株)				
新株予約権の払込金額	無償	無償	無償				
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個あたり100円 (1株あたり1円)	新株予約権1個あたり100円 (1株あたり1円)	新株予約権1個あたり100円 (1株あたり1円)				
権利行使期間	2006年12月1日から 2036年11月30日まで	2007年8月11日から 2037年8月10日まで	2008年8月19日から 2038年8月18日まで				
行使の条件	注1	注2	注3				
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数	35個	新株予約権の数	51個	新株予約権の数	109個
		目的となる株式数	3,500株	目的となる株式数	5,100株	目的となる株式数	10,900株
	取締役 (監査等委員)	保有者数	1名	保有者数	1名	保有者数	1名
		新株予約権の数	0個	新株予約権の数	0個	新株予約権の数	0個
目的となる株式数	0株	目的となる株式数	0株	目的となる株式数	0株		
保有者数	0名	保有者数	0名	保有者数	0名		

発行決議日	2009年7月24日	2010年7月12日	2011年7月20日				
新株予約権の数	98個	89個	89個				
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 9,800株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 8,900株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 8,900株 (新株予約権1個につき100株)				
新株予約権の払込金額	無償	無償	無償				
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個あたり100円 (1株あたり1円)	新株予約権1個あたり100円 (1株あたり1円)	新株予約権1個あたり100円 (1株あたり1円)				
権利行使期間	2009年8月18日から 2039年8月17日まで	2010年7月29日から 2040年7月28日まで	2011年8月9日から 2041年8月8日まで				
行使の条件	注4	注5	注6				
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数	98個	新株予約権の数	89個	新株予約権の数	89個
		目的となる株式数	9,800株	目的となる株式数	8,900株	目的となる株式数	8,900株
	取締役 (監査等委員)	保有者数	1名	保有者数	1名	保有者数	1名
		新株予約権の数	0個	新株予約権の数	0個	新株予約権の数	0個
目的となる株式数	0株	目的となる株式数	0株	目的となる株式数	0株		
保有者数	0名	保有者数	0名	保有者数	0名		

発行決議日	2012年7月24日	2013年7月22日	2014年7月28日				
新株予約権の数	89個	124個	256個				
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 8,900株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 12,400株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 25,600株 (新株予約権1個につき100株)				
新株予約権の払込金額	無償	無償	無償				
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個あたり100円 (1株あたり1円)	新株予約権1個あたり100円 (1株あたり1円)	新株予約権1個あたり100円 (1株あたり1円)				
権利行使期間	2012年8月9日から 2042年8月8日まで	2013年8月10日から 2043年8月9日まで	2014年8月20日から 2044年8月19日まで				
行使の条件	注7	注8	注9				
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数	89個	新株予約権の数	124個	新株予約権の数	256個
		目的となる株式数	8,900株	目的となる株式数	12,400株	目的となる株式数	25,600株
	取締役 (監査等委員)	保有者数	1名	保有者数	2名	保有者数	2名
		新株予約権の数	0個	新株予約権の数	0個	新株予約権の数	0個
目的となる株式数	0株	目的となる株式数	0株	目的となる株式数	0株		
保有者数	0名	保有者数	0名	保有者数	0名		

発行決議日	2015年7月24日	2016年7月25日	2017年7月12日				
新株予約権の数	277個	355個	449個				
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 27,700株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 35,500株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 44,900株 (新株予約権1個につき100株)				
新株予約権の払込金額	無償	無償	無償				
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個あたり100円 (1株あたり1円)	新株予約権1個あたり100円 (1株あたり1円)	新株予約権1個あたり100円 (1株あたり1円)				
権利行使期間	2015年8月19日から 2045年8月18日まで	2016年8月11日から 2046年8月10日まで	2017年8月11日から 2047年8月10日まで				
行使の条件	注10	注11	注12				
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数	277個	新株予約権の数	355個	新株予約権の数	449個
		目的となる株式数	27,700株	目的となる株式数	35,500株	目的となる株式数	44,900株
	取締役 (監査等委員)	保有者数	3名	保有者数	3名	保有者数	5名
		新株予約権の数	0個	新株予約権の数	0個	新株予約権の数	0個
目的となる株式数	0株	目的となる株式数	0株	目的となる株式数	0株		
保有者数	0名	保有者数	0名	保有者数	0名		

- 注1：(1) 新株予約権者は、2006年12月1日から2036年11月30日までの期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ① 新株予約権者が2035年11月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2035年12月1日から2036年11月30日まで
- ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者は、新株予約権の全部を一括して行使しなければならない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使できないものとする。
- (5) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。
- 注2：(1) 新株予約権者は、2007年8月11日から2037年8月10日までの期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ① 新株予約権者が2036年8月10日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2036年8月11日から2037年8月10日まで
- ② 前記注1の(2)②に同じ
- (3) 前記注1の(3)に同じ
- (4) 前記注1の(4)に同じ
- (5) 前記注1の(5)に同じ
- 注3：(1) 新株予約権者は、2008年8月19日から2038年8月18日までの期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ① 新株予約権者が2037年8月18日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2037年8月19日から2038年8月18日まで
- ② 前記注1の(2)②に同じ
- (3) 前記注1の(3)に同じ
- (4) 前記注1の(4)に同じ
- (5) 前記注1の(5)に同じ

- 注4：(1) 新株予約権者は、2009年8月18日から2039年8月17日までの期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ① 新株予約権者が2038年8月17日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2038年8月18日から2039年8月17日まで
- ② 前記注1の(2)②に同じ
- (3) 前記注1の(3)に同じ
- (4) 前記注1の(4)に同じ
- (5) 前記注1の(5)に同じ
- 注5：(1) 新株予約権者は、2010年7月29日から2040年7月28日までの期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ① 新株予約権者が2039年7月28日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2039年7月29日から2040年7月28日まで
- ② 前記注1の(2)②に同じ
- (3) 前記注1の(3)に同じ
- (4) 前記注1の(4)に同じ
- (5) 前記注1の(5)に同じ
- 注6：(1) 新株予約権者は、2011年8月9日から2041年8月8日までの期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ① 新株予約権者が2040年8月8日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2040年8月9日から2041年8月8日まで
- ② 前記注1の(2)②に同じ
- (3) 前記注1の(3)に同じ
- (4) 前記注1の(4)に同じ
- (5) 前記注1の(5)に同じ
- 注7：(1) 新株予約権者は、2012年8月9日から2042年8月8日までの期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ① 新株予約権者が2041年8月8日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2041年8月9日から2042年8月8日まで
 - ② 前記注1の(2)②に同じ
- (3) 前記注1の(3)に同じ
(4) 前記注1の(4)に同じ
(5) 前記注1の(5)に同じ

注8：(1) 新株予約権者は、2013年8月10日から2043年8月9日までの期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ① 新株予約権者が2042年8月9日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2042年8月10日から2043年8月9日まで
 - ② 前記注1の(2)②に同じ
- (3) 前記注1の(3)に同じ
(4) 前記注1の(4)に同じ
(5) 前記注1の(5)に同じ

注9：(1) 新株予約権者は、2014年8月20日から2044年8月19日までの期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ① 新株予約権者が2043年8月19日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2043年8月20日から2044年8月19日まで
 - ② 前記注1の(2)②に同じ
- (3) 前記注1の(3)に同じ
(4) 前記注1の(4)に同じ
(5) 前記注1の(5)に同じ

注10：(1) 新株予約権者は、2015年8月19日から2045年8月18日までの期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ① 新株予約権者が2044年8月18日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2044年8月19日から2045年8月18日まで
 - ② 前記注1の(2)②に同じ
- (3) 前記注1の(3)に同じ
(4) 前記注1の(4)に同じ
(5) 前記注1の(5)に同じ

- 注11：(1) 新株予約権者は、2016年8月11日から2046年8月10日までの期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ① 新株予約権者が2045年8月10日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2045年8月11日から2046年8月10日まで
 - ② 前記注1の(2)②に同じ
- (3) 前記注1の(3)に同じ
(4) 前記注1の(4)に同じ
(5) 前記注1の(5)に同じ

- 注12：(1) 新株予約権者は、2017年8月11日から2047年8月10日までの期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ① 新株予約権者が2046年8月10日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2046年8月11日から2047年8月10日まで
 - ② 前記注1の(2)②に同じ
- (3) 前記注1の(3)に同じ
(4) 前記注1の(4)に同じ
(5) 前記注1の(5)に同じ

会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

	報酬等の額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	132
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	132

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。

⑤ 子会社の会計監査人の状況

当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会の監督機能を強化するとともに、業務執行機能を経営会議や業務執行取締役にて権限委譲し積極果敢な経営判断を行う体制を整備していくことが、経営と資本の効率性向上につながるものと考え、2015年6月から監査等委員会設置会社に移行しました。また、2019年には取締役の選解任や報酬、取締役候補の要件等について議論する指名報酬委員会を設置するとともに、取締役の指名や報酬の決定に関する透明性、客観性を更に高めるため2021年より委員長を社外取締役に交代するなど、コーポレートガバナンス強化への取り組みを進めております。

当社は、2006年5月に「内部統制システムの整備に関する基本方針」を制定いたしました。改正会社法（2015年5月1日施行）及び監査等委員会設置会社への移行への対応など、必要に応じて取締役会の承認により改定を行っております。全文につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ahresty.co.jp>）に掲載しております。

「内部統制システムの整備に関する基本方針」の概要

① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社グループは、取締役、従業員を含めた行動規範として「コンプライアンス基本方針」、「コンプライアンス規程」及び「アーレスティグループ行動規範」を定め、取締役は自らの率先垂範と従業員への周知徹底を図る。
- ・当社社長を委員長とするグローバルコンプライアンス委員会が、当社グループのコンプライアンス体制の整備・維持・向上を統括するとともに、グローバルコンプライアンス委員会事務局を経営企画部に設置し、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築・運用を推進する。当社子会社は、各社の社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、グローバルコンプライアンス委員会と連携してコンプライアンス体制の整備・維持・向上を図る。
- ・当社管理本部管掌取締役を責任者、経理部、経営企画部及びヒューマンリソース部を推進部署として、当社グループ全体の内部統制システムを構築・運用し、執行部門から独立した内部監査部による内部統制監査により、当社グループ全体の内部統制システムの有効性及び適法性を確保する。
- ・当社グループは、法令違反その他のコンプライアンス違反行為に関して、経営企画部又は外部の弁護士に対して直接通報できる内部通報システムを整備し、「コンプライアンス通報制度取扱要領」に基づきその運用を行う。

- ・当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度をもって対応し、不当な要求や取引の要請等は断固として排除する。

② 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社グループは、資金管理、資産活用、個別取引、事故・災害、その他企業活動全般に係る個々のリスクについて、認識・識別、分析・評価を行い、既存の個別リスクに対応した「与信管理規程」等のほかに総合的な「リスク管理規程」を定め、カテゴリーごとの管理責任者を決定し、同規程に従いリスク管理体制を構築・運用する。
- ・当社グループは、不測の事態を想定した「緊急事態対応要領」を定め、不測の事態が発生した場合には、同要領に基づき、当社社長を本部長とする対策本部及び状況に応じた下部組織を設置し、迅速な対応を行い、損害を極小化する体制を構築・運用する。

③ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、取締役会を月1回開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して取締役相互に業務執行を監督するとともに取締役間の意思疎通を図り、職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎とする。
- ・当社取締役会の決定に基づく業務執行のうち部門及び当社グループを横断する重要な業務執行については、執行役員によって構成し原則として月2回開催される経営会議において審議を行い、その審議を経て執行している。
- ・当社取締役会の決定に基づく業務執行については、当社グループに適用する「業務分掌規程」及び「職位・職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めている。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記の基本方針に基づいて内部統制体制の整備とその適切な運用に努めております。

① 内部統制システム全般

当社では監査等委員会設置会社への移行に際して、経営効率の向上を目的に業務執行取締役等への権限委譲を行い、取締役会では経営に関する重要事項を中心に決定をする体制としました。2021年度には取締役会を13回開催し、中期経営計画等の経営戦略、コーポレートガバナンス、グループ経営管理などの議案に対して、社外取締役からも意見をもらい活発な議論を行っております。

また当社グループの業務の適正を確保するため、「経営計画管理規程」及び「関係会社管理規程」に従ってグループの経営管理を行い、月1回定例開催している工場長会議等でのモニタリングを行っております。

② コンプライアンスに対する取組み

当社グループでは、アーレスティハンドブックを配布し「コンプライアンス基本方針」及び「アーレスティグループ行動規範」の周知を行い、グループ会社を含む役員全員より「誓約書」を提出させて、企業倫理の徹底と遵守に努めております。

また当社社長を委員長とするグローバルコンプライアンス委員会（以下、「グローバル委員会」）を年2回定例開催し、グループ全体のコンプライアンス上の課題と対応の議論を行っております。グローバル委員会が運用するコンプライアンス通報制度により、違反行為の未然防止を図っております。

③ リスクマネジメントへの取組み

当社グループの内部統制システムの有効性を高めるため、統制環境の整備を進めるとともに、総括的な「リスク管理規程」に基づき、様々なリスクに対する評価とその発生回避及び発生した場合の影響の極小化に取り組んでおります。

④ 内部監査の状況

執行部門から独立した内部監査部は、「内部監査規程」及び法令遵守の視点に基づき被監査部門の業務活動を評定し、組織の改善や効率の向上、その他経営の合理化に資することを目的に当社及びグループ会社の内部監査を実施しております。内部監査による監査結果、指摘事項に対する被監査部門の改善実施計画等は、社長及び常勤の監査等委員に報告しております。

⑤ 監査等委員会の状況

監査等委員会を原則月1回開催し、常勤の監査等委員は経営会議等の重要会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況の把握に努めております。また会計監査人、内部監査部又は業務執行取締役から報告を受け、監査等委員会として必要な情報収集を行っております。

⑥ 指名報酬委員会の状況

指名報酬委員会は、委員は3名以上、その過半数を社外取締役で構成し、2021年より委員長も社外取締役が就任しております。取締役の選任・解任、代表取締役の選定・解職、取締役（監査等委員を除く）の報酬等及び取締役（監査等委員）の報酬限度額並びに取締役の後継者計画（育成を含む）等について、取締役会に先立ち必要に応じて開催しております。

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式		
当期首残高	6,964	10,206	35,909	△278		52,801
会計方針の変更による累積的影響額			394			394
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,964	10,206	36,303	△278		53,195
当期変動額						
剰余金の配当			△257			△257
親会社株主に帰属する当期純損失			△5,189			△5,189
自己株式の取得				△0		△0
自己株式の処分			△22	112		89
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	△5,469	111		△5,357
当期末残高	6,964	10,206	30,834	△166		47,837

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,146	982	△462	2,666	164	55,631
会計方針の変更による累積的影響額						394
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,146	982	△462	2,666	164	56,026
当期変動額						
剰余金の配当						△257
親会社株主に帰属する当期純損失						△5,189
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						89
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△1,596	4,611	△92	2,921	△24	2,897
当期変動額合計	△1,596	4,611	△92	2,921	△24	△2,459
当期末残高	549	5,593	△555	5,588	140	53,566

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数
- ・ 連結子会社の名称

15社

連結子会社は(株)アーレスティ 栃木、(株)アーレスティ 熊本、アーレスティ ウイルミントンCORP.、(株)アーレスティ 山形、(株)アーレスティ ダイモールド 浜松、(株)アーレスティ ダイモールド 栃木、(株)アーレスティ ダイモールド 熊本、タイアーレスティ ダイCO.,LTD.、(株)アーレスティ テクノサービス、広州阿雷斯提汽车配件有限公司、(株)アーレスティ プリテック、アーレスティ メヒカーナS.A. de C.V.、アーレスティ インディア プライベート リミテッド、合肥阿雷斯提汽车配件有限公司、阿雷斯提精密模具（広州）有限公司であります。

② 非連結子会社の状況

- ・ 非連結子会社の名称
- ・ 連結の範囲から除いた理由

タイアーレスティ エンジニアリングCO.,LTD.、(株)アーレスティ インクルーシブサービス

総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないので連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

持分法を適用した非連結子会社はありません。

また、関連会社は存在しないため該当ありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社の状況

非連結子会社であるタイアーレスティ エンジニアリングCO.,LTD.及び(株)アーレスティ インクルーシブサービスに対する投資については、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法を適用しておりません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちタイアールスティダイCO.,LTD.、広州阿雷斯提汽车配件有限公司、アーレスティメヒカーナS.A. de C.V.、合肥阿雷斯提汽车配件有限公司、阿雷斯提精密模具（広州）有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ 時価法

ハ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法 当社及び一部の連結子会社は主として総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）により評価しており、一部の連結子会社は先入先出法に基づく低価法により評価しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く） 工具器具備品に含まれる金型以外の有形固定資産…定額法
工具器具備品に含まれる金型…主として生産高比例法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年

機械装置及び運搬具 2～20年

工具器具備品（生産高比例法を採用している金型を除く） 2～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 製品保証引当金

将来の無償補修費用の支出に備えるため、個別案件に対する見積額及び売上高に対する過去の実績率を基準とした見積額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

イ. ダイカスト事業

当社グループは主に自動車・二輪自動車向けにダイカスト製品、金型鋳物製品、ダイカスト用金型等、ダイカスト製品製造のための周辺機械設備等の製造販売を行っております。(以下、ダイカスト用金型等を「金型等」、ダイカスト製品製造のための周辺機械設備等を「周辺機器」という。)

a. ダイカスト製品、金型鋳物製品

ダイカスト製品、金型鋳物製品の販売については、国内への納入の場合製品が顧客に納品された時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は納品時に収益を認識しています。ただし、出荷から配送に係る期間は数日であり、合理的と考えられる通常の期間であるため、国内への納入については出荷時に収益を認識しております。海外への輸出の場合、当社グループは輸送費および保険料込み取引を採用していることから、当社グループの物理的占有がなくなる時点と顧客がリスクを負う時点を考慮し、海外への輸出については船積時に収益を認識しております。

また、取引価格の算定は各履行義務における契約価格に次の変動対価と顧客に支払われる対価の影響を反映させております。当社グループにおいて変動対価とは、顧客との間で一定期間の受注並びにコストダウン要求の達成実績に応じて値引額が変動する事後の値引き(コストダウン一時金)の金額を言います。当社グループにおいて顧客に支払われる対価とは、当社グループが製造・販売するダイカスト製品に鋳込むもしくは組み付けるために、顧客から有償で支給される部品(以下「有償受給部品」という。)の購入代金を言います。

これらの販売はそれぞれが別個の履行義務であるため、履行義務への取引価格の配分は行わず、取引価格を履行義務の対価としております。なお、これらの販売においては、当社グループは顧客に販売した製品に対して品質の保証を行っております。ただし、当該保証は顧客の仕様を満たさなかった場合に限り行うものであることから当該保証は別個の履行義務ではないと判断し、取引価格の配分は行っておりません。

この対価の支払は、履行義務の充足時点から1年以内に行われるため、重要な金融要素を含んでおりません。

b. 金型等

金型等の販売については、対価を受受する権利と顧客がリスクを負う時点を考慮しダイカスト製品の量産開始時に履行義務が充足されると判断していることから、当該金型等を使用して製造するダイカスト製品の量産開始時点で収益を認識しております。また、取引価格の算定は契約した取引価格を用いております。

これらの販売はそれぞれが別個の履行義務であるため、履行義務への取引価格の配分は行わず、取引価格を履行義務の対価としております。この対価の支払は、履行義務の充足時点から1年以内に行われるため、重要な金融要素を含んでおりません。

c. 周辺機器

周辺機器の販売については、納品もしくは設置作業後において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客による受入時点で収益を認識しております。また、取引価格の算定は契約した取引価格を用いております。

周辺機器の納品と設置は別個の財またはサービスではないため、履行義務への取引価格の配分は行わず、取引価格を履行義務の対価としております。この対価の支払は、履行義務の充足時点から1年以内に行われるため、重要な金融要素を含んでおりません。

ロ. アルミニウム事業

当社グループは自動車・二輪自動車向けにダイカスト用二次合金地金、鋳物用二次合金等の製造販売を行っております。

これらの製造販売については、顧客に納品された時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は納品時に収益を認識しています。ただし、当社グループは国内に向けてのみ納入を行っており、出荷から配送に係る期間は数日であり、合理的と考えられる通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

また、取引価格の算定は契約した取引価格を用いております。

これらの製造販売はそれぞれが別個の履行義務であるため、履行義務への取引価格の配分は行わず、取引価格を履行義務の対価としております。

この対価の支払は、履行義務の充足時点から1年以内に行われるため重要な金融要素を含んでおりません。

ハ. 完成品事業

当社グループは半導体関連企業のクリーンルーム物件や通信会社のデータセンター向けに主にフリーアクセスフロア（建築用二重床）等の製造・機械加工・施工・販売を行っております。

フリーアクセスフロア（建築用二重床）等の施工・販売については、販売のみの場合は納品後において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客による受入時点で収益を認識しております。

一方、施工を含む場合は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の末日までに施工を完了した面積が契約における総施工面積に占める割合に基づいて行っております。なお、工事期間がごく短い契約については一定期間にわたり収益を認識せず、施工が完了し顧客が当該施工物件を検収した時点で収益を認識しております。

また、取引価格の算定は各履行義務における契約価格を用いております。

フリーアクセスフロア（建築用二重床）の納品と設置は別個の財またはサービスではないため、履行義務への取引価格の配分は行わず、取引価格を履行義務の対価としております。

この対価の支払は、履行義務の充足時点から1年以内に行われるため、重要な金融要素を含んでおりません。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、海外連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約については振当処理の要件を充たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を充たしている場合には特例処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…変動金利支払の長期借入金

b. ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建債権債務等

ハ. ヘッジ方針

変動金利支払の長期借入金については、変動金利リスクを回避する目的で、デリバティブ取引を利用しております。また、為替予約取引は、輸出入等に係る為替変動のリスクに備えるものであります。なお、ヘッジ取引については、当社経理部にて内部牽制を保ちつつ、ヘッジ取引の実行管理を行っております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップ取引については有効性の評価を省略しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、当社及び一部の連結子会社において、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。また、当社及び一部の連結子会社は、確定拠出型の退職給付制度を採用しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ロ. 連結納税制度の適用

当社及び国内連結子会社は連結納税制度を適用しております。

ハ. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び国内連結子会社は、翌連結会計年度より連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行に合わせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

なお、消去差額が軽微である場合には、発生日を含む連結会計年度において一括償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。これによる主な変更点は以下のとおりです。

(1)有償受給部品に係る収益認識

顧客との契約の中で当社グループが製造・販売するダイカスト製品について、顧客から有償で支給された部品(以下「有償受給部品」という。)を鑄込み、又は組み付けて販売している製品が含まれております。従来は、有償受給部品の購入代金を売上原価として計上し、当該購入代金を含めた販売価格を収益として認識しておりましたが、収益認識会計基準等に基づき取引価格の算定について検討を行った結果、購入した有償受給部品と製造したダイカスト製品に組み込まれている有償受給部品は同一のものであることから当社グループは、販売単価に含まれる有償受給部品の購入代金を取引価格から減額することとしています。

また、従来は有償受給部品の在庫を棚卸資産として計上しておりましたが、上記の変更により有償受給部品と交換に支払った対価を金融資産として流動資産の「その他」に計上しております。

(2)顧客へ販売するダイカスト用金型等のうち、代金を分割で回収する契約に係る収益認識

顧客との契約の中で当社グループが販売するダイカスト用金型等については、対価を一括で回収する契約と分割で回収する契約が存在し、このうち対価を分割で回収するダイカスト用金型等については、従来は当該金型等を使用したダイカスト製品の量産開始時点から回収期間に渡って対価を按分して収益を認識しておりました。この対価を分割で回収するダイカスト用金型等について収益認識会計基準等に基づき履行義務の充足時点について検討を行った結果、当該金型等を使用したダイカスト製品の量産開始時点で顧客は当該金型等による便益を享受していることから、顧客は当該金型等の支配を獲得し、また当社グループは履行義務を充足すると判断し、ダイカスト用金型等の対価は当該金型等を使用したダイカスト製品の量産が開始された時点で対価の全額を収益として認識することとしています。

また、従来は対価を分割で回収するダイカスト用金型等を固定資産として計上しておりましたが、上記の判断に伴い、量産開始までは棚卸資産として計上しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は5,320百万円減少し、売上原価は5,343百万円減少し、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ22百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は394百万円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。これによる当連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1)ダイカスト事業に係る資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当社グループの当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されている有形固定資産72,328百万円のうち、72,008百万円は、ダイカスト事業に属する当社及び連結子会社の工場が保有する有形固定資産であり、連結総資産の54.8%を占めております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループの主たる事業であるダイカスト事業で保有する主な有形固定資産は、鑄造機械装置、加工機械装置、金型等であります。

当社グループでは日本基準、米国会計基準、国際財務報告基準のいずれかを適用しており、資産グループの正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額である回収可能価額が帳簿価額を下回っている場合に、両者の差額が減損損失として認識されます。

ダイカスト事業の業績は、当社グループの主要取扱製品を搭載した自動車の市場販売状況とそれに連動した生産量に大きく左右され、新型コロナウイルス感染症拡大の影響及び世界的な半導体不足に伴う主要製品搭載車種の販売減少等に伴い、当該事業セグメントに属する一部の工場においては継続的に営業損益がマイナスとなり、減損の兆候が認められることから、工場単位でグルーピングされた資産グループ毎に減損テストを実施しました。

その結果、当連結会計年度においては、「5.連結損益計算書に関する注記」の注記事項（減損損失に関する事項）に記載のとおり、(株)アーレスティダイモールド浜松、(株)アーレスティダイモールド栃木、アーレスティウイールミントンCORP.及び合肥阿雷斯提汽车配件有限公司において減損損失4,228百万円を認識しております。

減損損失の認識及び測定において用いられる使用価値の基礎となる将来キャッシュ・フローについては、顧客からの内示情報を含む外部の情報源に基づく情報等も踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響、半導体不足及び原材料価格の上昇等による生産への影響を織り込んで算定した事業計画に基づいて見積りを行っており、当該資産の正味売却価額については、当該事業セグメントに属する工場が保有する各種情報を基礎として、外部の専門評価機関等を利用し算定しております。

なお、これらの見積りにおいて用いた仮定には不確実性が高く、半導体不足や自動車生産の減産影響並びに新型コロナウイルス感染症再拡大の影響が今後長期化した場合など、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度において減損損失を認識する可能性があります。

(2)繰延税金資産の回収可能性

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
繰延税金資産 1,816百万円

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは日本基準、米国会計基準、国際財務報告基準のいずれかを適用しており、当連結会計年度末日における資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務上の金額との一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除に対して将来の事業計画に基づいた課税所得の見積りが十分に確保できることや回収可能性が見込まれると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得に依存するため、回収が見込まれる課税所得の見積りに当たっては、上記の一定の仮定に基づき現時点での最善の見積りを行っております。

その結果、当連結会計年度においては、アーレスティインディアプライベートリミテッドにおいて、今後の業績動向を踏まえ、繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、繰延税金資産を取り崩し888百万円を法人税等調整額に計上いたしました。

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度において繰延税金資産を認識する金額に重要な影響を与え、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|-----------------------------|------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 | 144,258百万円 |
| (2) 受取手形裏書譲渡高 | 524百万円 |

5. 連結損益計算書に関する注記

(減損損失に関する事項)

①減損損失を認識した資産

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
(株)アーレスティ ダイモールド浜松 (静岡県浜松市西区)	事業用資産	建物及び構築物	1
		機械装置及び運搬具	125
		工具器具備品	13
		その他	212
(株)アーレスティ ダイモールド栃木 (栃木県下都賀郡壬生町)	事業用資産	建物及び構築物	2
		機械装置及び運搬具	10
		その他	6
アーレスティ ウイルミントンCORP. (アメリカ合衆国オハイオ州)	事業用資産	建物及び構築物	129
		機械装置及び運搬具	2,414
		建設仮勘定	1,121
		その他	129
合肥阿雷斯提 汽车配件有限公司 (中華人民共和国安徽省)	処分予定資産	建設仮勘定	62
合計			4,228

②グルーピングの方法

当社グループは継続的に収支の把握を行っている工場単位ごとに事業用資産をグルーピングしており、遊休資産及び処分予定資産等については個々にグルーピングしております。

③減損損失の認識に至った経緯及び回収可能価額の算定

(株)アーレスティダイモールド浜松は、稼働率の低下等により、当初想定していた収益が見込めなくなった一部の事業用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は、不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(株)アーレスティダイモールド栃木は、稼働率の低下等により、当初想定していた収益が見込めなくなった一部の事業用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は、路線価等から処分費用見込額を控除して算定しております。

アーレスティウイルミントンCORP.は、収益面での改善が遅れていることから米国会計基準に基づく減損テストを実施しました。その結果、保有する事業用資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は不動産鑑定評価額及び動産評価額に基づいた正味売却価額を使用しております。

合肥阿雷斯提汽车配件有限公司は、量産計画が中止となったダイカスト製品の試作用金型及び専用設備の処分等を決定したため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は売却予定価額に基づいた正味売却価額を使用しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	26,076千株	－千株	－千株	26,076千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	410千株	0千株	159千株	250千株

(注) 普通株式の自己株式の増加0千株は、単元未満株式の買取り等によるものです。また、普通株式の自己株式の減少159千株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分及びストックオプションの行使によるものです。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年5月18日 取締役会決議	普通株式	128	利益剰余金	5	2021年3月31日	2021年6月2日
2021年11月10日 取締役会決議	普通株式	129	利益剰余金	5	2021年9月30日	2021年12月3日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年5月18日 取締役会決議	普通株式	129	利益剰余金	5	2022年3月31日	2022年6月8日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	2006年11月15日 取締役会決議分	2007年7月26日 取締役会決議分	2008年7月25日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	3,500株	5,100株	10,900株
新株予約権の残高	35個	51個	109個

	2009年7月24日 取締役会決議分	2010年7月12日 取締役会決議分	2011年7月20日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	9,800株	8,900株	8,900株
新株予約権の残高	98個	89個	89個

	2012年7月24日 取締役会決議分	2013年7月22日 取締役会決議分	2014年7月28日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	8,900株	12,400株	25,600株
新株予約権の残高	89個	124個	256個

	2015年7月24日 取締役会決議分	2016年7月25日 取締役会決議分	2017年7月12日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	27,700株	35,500株	44,900株
新株予約権の残高	277個	355個	449個

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用することがありますが、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。一部外貨建てのものについては、為替変動リスクに晒されております。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金にかかる支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項〔(4)会計方針に関する事項⑥重要なヘッジ会計の方法〕をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

当社グループは、営業債権について、営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付けを有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ. 市場リスクの管理

当社グループは借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用することがあります。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。月次の取引実績は、管掌役員に報告しております。

ハ、資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

なお、国内連結子会社は、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）により、親会社を通じた借入金の調達をしておりますので、流動性リスクの管理は行っておりません。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません（（注）参照）。

当連結会計年度（2022年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券	1,219	1,219	－
資産計	1,219	1,219	－
長期借入金	26,203	26,185	△17
負債計	26,203	26,185	△17
デリバティブ取引	－	－	－

(注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

2. デリバティブ取引に関する事項

該当事項はありません。

3. 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は、投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	5
非連結子会社株式	56

4. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

該当事項はありません。

5. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
長期借入金	8,381	17,821	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	1,219	—	—	1,219
資産計	1,219	—	—	1,219

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	26,185	—	26,185
負債計	—	26,185	—	26,185

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

1. 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

2. 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財またはサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

	報告セグメント (百万円)					合計 (百万円)
	ダイカスト事業			アルミニウム事業	完成品事業	
	日本	北米	アジア			
売上高						
顧客との契約から生じる収益	51,746	28,111	26,488	6,463	3,503	116,313

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)(4)会計方針に関する事項④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

当社グループの契約残高の内訳は以下のとおりです。

	区分	当連結会計年度 (百万円)	
		期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	受取手形及び売掛金	20,647	26,631
契約負債	前受金	480	516

- (注) 1. 契約負債は、主に完成品事業の製品の販売にかかる顧客からの前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。
2. 前受金は連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に計上しております。
3. 当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、480百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の金額及びそのうち将来認識されると見込まれる金額はありません。

9. 賃貸等不動産に関する注記

重要性がないため記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,068円69銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 201円23銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		
					配当準備 積立金	買換資産圧 縮積立金	別途積立金
当期首残高	6,964	10,024	10,024	393	120	1,799	13,240
会計方針の変更による累 積的影響額							
会計方針の変更を反映し た当期首残高	6,964	10,024	10,024	393	120	1,799	13,240
当期変動額							
税率変更による積立金の調 整額						0	
買換資産圧縮積立金の取崩 剰余金の配当						△71	
当期純損失							
自己株式の取得							
自己株式の処分							
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△71	—
当期末残高	6,964	10,024	10,024	393	120	1,727	13,240

	株主資本				評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計						
当期首残高	9,099	24,653	△278	41,364	2,244	2,244	164	43,772
会計方針の変更による累 積的影響額	127	127		127				127
会計方針の変更を反映し た当期首残高	9,227	24,781	△278	41,491	2,244	2,244	164	43,900
当期変動額								
税率変更による積立金の調 整額	△0	—		—				—
買換資産圧縮積立金の取崩	71	—		—				—
剰余金の配当	△257	△257		△257				△257
当期純損失	△6,555	△6,555		△6,555				△6,555
自己株式の取得			△0	△0				△0
自己株式の処分	△22	△22	112	89				89
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					△1,679	△1,679	△24	△1,703
当期変動額合計	△6,764	△6,835	111	△6,724	△1,679	△1,679	△24	△8,427
当期末残高	2,463	17,945	△166	34,767	564	564	140	35,472

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
・ 市場価格のない株式等以外のもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
- ③ 棚卸資産 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く） 工具器具備品に含まれる金型以外の有形固定資産…定額法
工具器具備品に含まれる金型…主として生産高比例法
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
 - 建物 2～47年
 - 機械及び装置 2～20年
 - 工具器具備品（生産高比例法を採用している金型を除く） 2～20年
- ② 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次業務年度から費用処理することとしております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
- ④ 製品保証引当金 将来の無償補修費用の支出に備えるため、個別案件に対する見積額及び売上高に対する過去の実績率を基準とした見積額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

イ. ダイカスト事業

当社は主に自動車・二輪自動車向けにダイカスト製品、金型鋳物製品、ダイカスト用金型等の製造販売を行っております。（以下、ダイカスト用金型等を「金型等」という。）

a. ダイカスト製品、金型鋳物製品

ダイカスト製品、金型鋳物製品の販売については、国内への納入の場合製品が顧客に納品された時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は納品時に収益を認識しています。ただし、出荷から配送に係る期間は数日であり、合理的と考えられる通常の期間であるため、国内への納入については出荷時に収益を認識しております。海外への輸出の場合、当社は輸送費および保険料込み取引を採用していることから、当社の物理的占有がなくなる時点と顧客がリスクを負う時点を考慮し、海外への輸出については船積時に収益を認識しております。

また、取引価格の算定は各履行義務における契約価格に次の変動対価と顧客に支払われる対価の影響を反映させております。当社において変動対価とは、顧客との間で一定期間の受注並びにコストダウン要求の達成実績に応じて値引額が変動する事後の値引き（コストダウン一時金）の金額を言います。当社において顧客に支払われる対価とは、当社が製造・販売するダイカスト製品に鋳込むもしくは組み付けるために、顧客から有償で支給される部品（以下「有償受給部品」という。）の購入代金を言います。

これらの販売はそれぞれが別個の履行義務であるため、履行義務への取引価格の配分は行わず、取引価格を履行義務の対価としております。取引価格の配分は行わず、取引価格をそのまま履行義務の対価としております。なお、これらの販売においては、当社は顧客に販売した製品に対して品質の保証を行っております。ただし、当該保証は顧客の仕様を満たさなかった場合に限り行うものであることから当該保証は別個の履行義務ではないと判断し、取引価格の配分は行っておりません。

この対価の支払は、履行義務の充足時点から1年以内に行われるため、重要な金融要素に含んでおりません。

b. 金型等

金型等の販売については、対価を受受する権利と顧客がリスクを負う時点を考慮しダイカスト製品の量産開始時に履行義務が充足されると判断していることから、当該金型等を使用して製造するダイカスト製品の量産開始時点で収益を認識しております。

また、取引価格の算定は契約した取引価格を用いております。

これらの販売はそれぞれが別個の履行義務であるため、履行義務への取引価格の配分は行わず、取引価格を履行義務の対価としております。この対価の支払は、履行義務の充足時点から1年以内に行われるため、重要な金融要素に含んでおりません。

ロ. アルミニウム事業

当社は自動車・二輪自動車向けにダイカスト用二次合金地金、鋳物用二次合金等の製造販売を行っております。

これらの製造販売については、顧客に納品された時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は納品時に収益を認識しています。ただし、当社は国内に向けてのみ納入を行っており、出荷から配送に係る期間は数日であり、合理的と考えられる通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

また、取引価格の算定は契約した取引価格を用いております。

これらの製造販売はそれぞれが別個の履行義務であるため、履行義務への取引価格の配分は行わず、取引価格を履行義務の対価としております。

この対価の支払は、履行義務の充足時点から1年以内に行われるため、重要な金融要素に含んでおりません。

ハ. 完成品事業

当社は半導体関連企業のクリーンルーム物件や通信会社のデータセンター向けに主にフリーアクセスフロア（建築用二重床）等の製造・機械加工・施工・販売を行っております。

フリーアクセスフロア（建築用二重床）等の施工・販売については、販売のみの場合は納品後において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客による受入時点で収益を認識しております。

一方、施工を含む場合は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに施工を完了した面積が契約における総施工面積に占める割合に基づいて行っております。なお、工事期間がごく短い契約については一定期間にわたり収益を認識せず、施工が完了し顧客が当該施工物件を検収した時点で収益を認識しております。

また、取引価格の算定は各履行義務における契約価格を用いております。

フリーアクセスフロア（建築用二重床）の納品と設置は別個の財またはサービスではないため、履行義務への取引価格の配分は行わず、取引価格を履行義務の対価としております。

この対価の支払は、履行義務の充足時点から1年以内に行われるため、重要な金融要素に含んでおりません。

二. 収益の本人代理人の判定

当社が当事者として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額で収益を表示しております。当社が第三者のために代理人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価と第三者へ支払った代金を相殺して表示しております。

当社が当事者として取引を行っているか、代理人として取引を行っているかの判定にあたっては、次の指標を考慮しております。

- ・ 特定された財又はサービスを提供する約束の履行に対する主たる責任を有している。
- ・ 特定された財又はサービスが顧客に移転される前、あるいは顧客への支配の移転の後に、在庫リスクを有している。
- ・ 特定された財又はサービスの価格の設定において裁量権がある。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については振当処理の要件を充たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を充たしている場合には特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

- a. ヘッジ手段…金利スワップ取引
ヘッジ対象…変動金利支払の長期借入金
- b. ヘッジ手段…為替予約取引
ヘッジ対象…外貨建債権債務等

③ ヘッジ方針

変動金利支払の長期借入金については、変動金利リスクを回避する目的で、デリバティブ取引を利用しております。また、為替予約取引は、輸出等に係る為替変動のリスクに備えるものであります。なお、ヘッジ取引については、当社経理部にて内部牽制を保ちつつヘッジ取引の実行管理を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップ取引については有効性の評価を省略しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

- ① 退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- ② 連結納税制度の適用 当社は連結納税制度を適用しております。
- ③ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用 「連結注記表（1.連結計算書類作成の基本となる重要な事項(4) 会計方針に関する事項 ⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項）ハ.連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。これによる主な変更点は以下のとおりです。

(1)有償受給部品に係る収益認識

顧客との契約の中で当社が製造・販売するダイカスト製品について、顧客から有償で支給された部品(以下「有償受給部品」という。)を鋳込み、又は組み付けて販売している製品が含まれております。従来は、有償受給部品の購入代金を売上原価として計上し、当該購入代金を含めた販売価格を収益として認識しておりましたが、収益認識会計基準等に基づき取引価格の算定について検討を行った結果、購入した有償受給部品と製造したダイカスト製品に組み込まれている有償受給部品は同一のものであることから当社は、販売単価に含まれる有償受給部品の購入代金を取引価格から減額することとしています。

また、従来は有償受給部品の在庫を棚卸資産として計上しておりましたが、上記の変更により有償受給部品と交換に支払った対価を金融資産として流動資産の「その他」に計上しております。

(2)顧客へ販売するダイカスト用金型等のうち、代金を分割で回収する契約に係る収益認識

顧客との契約の中で当社が販売するダイカスト用金型等については、対価を一括で回収する契約と分割で回収する契約が存在し、このうち対価を分割で回収するダイカスト用金型等については、従来は当該金型等を使用したダイカスト製品の量産開始時点から回収期間に渡って対価を按分して収益を認識しておりました。この対価を分割で回収するダイカスト用金型等について収益認識会計基準等に基づき履行義務の充足時点について検討を行った結果、当該金型等を使用したダイカスト製品の量産開始時点で顧客は当該金型等による便益を享受していることから、顧客は当該金型等の支配を獲得し、また当社は履行義務を充足すると判断し、ダイカスト用金型等の対価は当該金型等を使用したダイカスト製品の量産が開始された時点で対価の全額を収益として認識することとしています。

また、従来は対価を分割で回収するダイカスト用金型等を固定資産として計上しておりましたが、上記の判断に伴い、量産開始までは棚卸資産として計上しております。

(3)代理人取引に係る収益認識

顧客との契約の中で当社が製造・販売するダイカスト製品及びダイカスト用金型等（以下、「当該製品」という。）については、当社が製造・販売する場合と、子会社が製造し当社が販売する場合があります。このうち、子会社が製造した当該製品については、当社が子会社から購入し顧客へ販売していることから、従来は子会社からの購入代金を売上原価として計上し、顧客への販売価格を収益として認識しておりました。

上記取引について収益認識会計基準等に基づき契約における履行義務の識別について検討を行った結果、子会社が製造し当社が販売する場合においては①当該製品の瑕疵やリコールに対する補償費用は子会社が負担していること、②子会社が当該製品を保管・管理し直接顧客へ納品することから、当社が在庫リスクを負っていないこと、③当社は顧客と同意した価格で子会社から購入し同額で顧客へ販売するため、当社は損益リスクを負っておらず、価格設定の裁量権を有しているとは言えないことから、当該取引において当社は代理人であると判断し、子会社が製造し当社が販売する当該製品については、子会社からの購入代金を売上原価として計上せず、並びに顧客への販売価格を収益として認識しないこととしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は28,680百万円減少し、売上原価は28,504百万円減少し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ176百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は127百万円増加しております。

また、前事業年度の貸借対照表において「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1)ダイカスト事業に係る資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

当社の当事業年度の貸借対照表に計上されている有形固定資産11,082百万円のうち、10,763百万円は、ダイカスト事業に属する当社工場が保有する有形固定資産であります。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社部分については、連結計算書類「連結注記表（3.会計上の見積りに関する注記（1）ダイカスト事業に係る資産の減損）」に記載した内容と同一であります。

(2)関係会社株式の減損処理に伴う回復可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 40,863百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は日本基準を適用しており、市場価格のない関係会社株式については、実質価額（時価純資産）が取得原価に比べて50%程度以上低下した場合、事業計画等を基礎としてその回復可能性（概ね5年以内に実質価額が取得原価まで回復すること）を検討しておりますが、将来の事業環境の著しい悪化等により、事業計画等に基づく業績回復が予定とおり進まないことが判明し回復可能性がないと判断された場合には、減損処理を行い、取得価額を実質価額まで減少させる可能性があります。

ダイカスト事業の業績は、当社の主要取扱製品を搭載した自動車の市場販売状況とそれに連動した生産量に大きく左右され、新型コロナウイルス感染症拡大の影響及び世界的な半導体不足に伴う主要製品搭載車種の販売減少等に伴い、当該事業セグメントに属する一部の関係会社においては実質価額（時価純資産）が取得原価に比べて50%程度以上低下したことから、その回復可能性を検討しております。

その結果、当事業年度において、当社の連結子会社であるアーレスティウイイルミントンCORP.の株式について、関係会社株式評価損7,721百万円を計上しております。

回復可能性の検討に用いられる関係会社の事業計画については、顧客からの内示情報を含む外部情報に基づく情報等も踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響、半導体不足及び原材料価格の上昇等による生産への影響を織り込んで算定した事業計画に基づいた現時点での最善の見積りを行っております。

なお、これらの見積りにおいて用いた仮定には不確実性が高く、半導体不足や自動車生産の減産影響並びに新型コロナウイルス感染症再拡大の影響が今後長期化した場合など、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度において関係会社株式の減損処理を行う可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 25,049百万円

(2) 保証債務

① 関係会社の金融機関からの銀行借入等に対して保証を行っております。

アーレスティウイلمントンCORP. 11,088百万円

アーレスティメヒカーナS.A. de C.V. 2,325百万円

アーレスティインディアプライベートリミテッド 41百万円

合肥阿雷斯提汽车配件有限公司 1,027百万円

計 14,483百万円

② 関係会社の電子記録債権に係る債務に対して保証を行っております。

株式会社アーレスティ栃木 1,429百万円

株式会社アーレスティ山形 413百万円

株式会社アーレスティ熊本 275百万円

株式会社アーレスティプリテック 18百万円

株式会社アーレスティテクノサービス 11百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権 1,310百万円

② 短期金銭債務 11,412百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高 3,323百万円

② 売上原価 6,507百万円

③ 販売費及び一般管理費 90百万円

④ 営業取引以外の取引高 432百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	410千株	0千株	159千株	250千株

(注) 普通株式の自己株式の増加0千株は、単元未満株式の買取り等によるものです。また、普通株式の自己株式の減少159千株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分及びストックオプションの行使によるものです。

7. 税効果会計に関する注記

(百万円)

繰延税金資産	
未払費用	24
未払事業税	4
賞与引当金	154
退職給付引当金	238
未払金(確定拠出年金未移換分)	4
減損損失	47
製品保証引当金	5
繰越欠損金	1,338
投資有価証券評価損(関係会社株式)	1,139
その他	512
繰延税金資産小計	3,468
評価性引当額	△3,468
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
買換資産圧縮積立金	△762
その他有価証券評価差額金	△246
その他	△51
繰延税金負債合計	△1,059
繰延税金負債の純額	△1,059

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)		
子会社	株式会社 アーレスティ 栃木	300	アルミダイカスト 製品の製造	100		アルミ原材料を 当社より仕入、 ダイカスト製品 を当社へ売上 役員の兼任		電子記録債権に係 る債務に対する保 証	1,429	-	-
	アーレスティウ イルミントン CORP.	千米ドル 70,600	アルミダイカスト 製品の製造	100	役員の兼任	債権放棄	1,150	-	-		
						増資の引受	4,395	-	-		
						資金の借入	2,693	関係会社 短期借入金	2,693		
						銀行借入に対す る債務保証	11,088	-	-		
	株式会社 アーレスティ 山形	151	アルミダイカスト 製品の製造	100		アルミ原材料を 当社より仕入、 ダイカスト製品 を当社へ売上		資金の貸付	1,027	関係会社 短期貸付金	885
	株式会社 アーレスティ テクノサービス	15	機械器具の製造	100		ダイカスト周辺部 品を当社へ売上		資金の借入	2,097	預り金	2,090
	株式会社 アーレスティ ダイモールド 浜松	266	精密金型の製造	100		ダイカスト金型 を当社へ売上 役員の兼任		資金の借入	1,183	預り金	1,183
	アーレスティ メヒカーナ S.A. de C.V.	百万ペソ 1,163	アルミダイカスト 製品の製造	100	役員の兼任	資金の貸付	-	関係会社 短期貸付金	2,076		
						銀行借入に対す る債務保証	2,325	-	-		
関係会社 長期貸付金								234			
合肥阿雷斯提 汽车配件有限 公司	千中国元 476,779	アルミダイカスト 製品の製造	100		役員の兼任	銀行借入に対す る債務保証	1,027	-	-		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付及び借入について主なものは、連結グループ内における効率的な資金運用を目的としたCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）によるものであり、利息については市場金利を勘案し合理的に決定しております。また、取引金額については期中平均残高によっております。
2. アーレスティウイルミントンCORP.、アーレスティメヒカーナS.A. de C.V.及び合肥阿雷斯提汽車配件有限公司に対する債務保証は、株式会社みずほ銀行等からの融資に対して保証したものであります。また、株式会社アーレスティ栃木の電子記録債権に係る債務に対して保証をしております。
3. アーレスティウイルミントンCORP.の債権放棄及び増資の引受は、財務体質基盤の強化を図るためのものであります。

(2) 役員

種類	会社等の名称又は氏名	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	高橋 新	-	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 4.0	-	金銭報酬債権の 現物出資	16	-	-

(注) 金銭報酬債権の現物出資は、譲渡制限付株式報酬制度によるものであります。

10. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 8.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,368円08銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 254円22銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社の吸収合併)

当社は2021年12月24日開催の取締役会において、当社の完全子会社である株式会社アーレスティプリテックを吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結し、2022年4月1日付で吸収合併いたしました。

(1)取引の概要

①結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称 株式会社アーレスティプリテック

事業の内容 ダイカスト製品の機械加工、部品組付

②企業結合日

2022年4月1日

③企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、株式会社アーレスティプリテックを吸収合併消滅会社とする吸収合併

④結合後企業の名称

株式会社アーレスティ

⑤その他の概要に関する事項

本組織再編により、当社東海工場における鋳造・加工一貫通貫体制を構築し、その業務運営の一体化やノウハウを共有することでより一層の原価低減と生産性改善を行い、経営資源の集約により効率的な組織運営を図ることを目的として吸収合併いたしました。

(2)実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定であります。なお、これにより、翌事業年度において抱合せ株式消滅差益として2,447百万円を特別利益に計上する予定であります。